ウィブル証券株式会社

金融ＡＤＲ制度に関するご案内

１．金融 ADR制度とは?

金融 ＡＤＲ制度は、金融商品・サービスに関するお客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

２．制度の概略

- 苦情処理・紛争解決手続を実施する機関として、紛争解決機関を行政庁が指定・監督し、その中立性・公正性を確保します。
- お客様から紛争解決の申立てが行われた場合には、金融機関に紛争解決手続の利用や和解案の尊重等を求め、紛争解決の実効性を確保します。
- 金融分野に知見を有する者が紛争解決委員として紛争解決に当たることにより、金融商品・サービスに関する専門性を確保します。

３．あっせん相談センター窓口

弊社では、金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、指定紛争解決機関「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」をご利用いただけます。

※ＦＩＮＭＡＣは公的な第三者機関であり当社の関連法人ではありません。

- 住　　所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 第二証券会館
- 電話番号：0120-64-5005
- 受付時間：月曜日～金曜日　９時00分～17時00分（祝日を除く）

以上